令和８年１０月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち　～大好き！私たちの町　かみかわ～

と　き　令和８年１０月２３日（金）
午前９時００分から

ところ　神河町役場　３階　第３会議室

１．開　　会

２．会長あいさつ

３．町長あいさつ

４．協 議 事 項　　＝　行政より　＝

（１）公立神崎総合病院から
・地域の医療機関及び介護施設向け公立神崎総合病院案内について　（資料 1、
・人間ドック・健康診断のご案内について　机上配布）
・姫路市消防局中播消防署との合同訓練について　（資料 2）

（２）建設課から
・各区要望に係る対応状況について　（机上配布）
・令和９年度区要望資料の提出について　（資料 3）

（３）住民生活課から
・令和９年度防犯灯等補助制度活用予定調査について　（資料 4）
・令和９年度消防消火栓格納箱整備費補助金の活用予定調査について　（資料 5）
・令和８年度「冬のクリーン作戦」について　（資料 6）

（４）農林政策課から
・令和９年度鳥獣侵入防止柵等の要望調査について　（資料 7）
・神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について
（資料 8）

（５）地籍課から
・神河町法定外公共物整備事業補助金について　（資料 9）

（６）教育課から
・令和９年度「伝統文化親子教室事業」の応募方法の変更について　（資料 10）

（７）ひと・まち・みらい課から
・移住者情報等について　（資料 11）

５．事務局から

・公民館におけるテレビ設置状況調査について　（机上配布）

６．今後の予定

・区長会視察研修

日時：１０月２９日（木）～３０日（金）

行先：和歌山方面

対象：全員

※ 役場本庁舎に午前７時２０分集合でお願いします。

・第５７回兵庫県連合自治会大会

日時：１１月６日（金）午後１時３０分～

場所：赤穂市文化会館　赤穂化成ハーモニーホール

対象：区長会役員

・神崎郡連合区長会研修会

日時：１１月２５日（水）午後２時～

行先：福崎町エルデホール

対象：全員

※ 案内文を机上配布しております。

ご欠席の場合は、１１月１１日(水)までに事務局までご報告ください。

・冬のクリーン作戦

日時：１２月６日（日）午前８時～

・１２月定例区長会

日時：１２月１８日（金）午後３時３０分～(予定)

場所：第３会議室

※開始時刻は、１２月広報と一緒にお配りする案内文をご覧ください。

７．閉　　会　　小林副区長会長

➢ 閉会後に農林政策課による協議(全員)及び区長会役員会(役員のみ)を行います。

【配布資料】

・【冊子】公立神崎総合病院案内
・【冊子】人間ドック・健康診断のご案内
・(該当区のみ) 様式①各区要望管理シート《令和８年９月末まで集約分》
・公民館におけるテレビ設置状況調査
・(参加者のみ)区長会視察研修行程表
・【町封筒】神崎郡連合区長会研修会の御案内
・ひょうご人権ジャーナル「きずな」９・１０月

No.

神河町区長会会議録控 〔　１０月区長会　〕	と　き	令和 ８ 年１０月２３日（金） 開 会 ： 午前 ９ 時００分 ～
	ところ	神河町役場　３階　第３会議室

～区長会記録等にご利用ください～

報告等締切日一覧表

令和８年１０月２３日開催

番号	件　　名	報告の必要性	区長会
	報　告　先	報告期日	資料番号
1	令和９年度区要望資料の提出について	任意	資料3
	建設課	11月16日(月)	
2	令和９年度防犯灯等補助制度活用予定調査について	任意	資料4
	住民生活課	11月20日(金)	
3	令和９年度消防消火栓格納箱整備費補助金の活用予定調査について	任意	資料5
	住民生活課	11月20日(金)	
4	令和９年度鳥獣侵入防止柵等の要望調査について	任意	資料7
	農林政策課	11月20日(金)	
5	神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について	必須	資料8
	農林政策課	11月24日(火)	
6	神河町法定外公共物整備事業補助金について	任意	資料9
	総務課	11月30日(月)	

資料１

事　務　連　絡
令和８年１０月２３日

各区長　様

病院事務長　高階正三

公立神崎総合病院の案内について

秋寒の候、区長様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より当院の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当院では、地域の医療機関や介護施設との連携強化、人間ドック等の健診の利用促進を目的として、別紙のとおり冊子を作成しました。

区長の皆様には、当院の取組や医師を紹介する機会としてご覧いただくとともに、貴区の皆様へお知らせしていただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

記

作成冊子及び目的

１.「地域の医療機関・介護施設の皆さまへ」公立神崎総合病院案内

地域の基幹病院として、患者さんはもとより、地域の医療機関・介護施設等の連携強化を図っていきます。

２. 人間ドック・健康診断のご案内

個人の方の健診に加え、事業者の定期健康診断等の案内に活用していきます。

お問い合わせ
公立神崎総合病院
担当：総務課　平岡
TEL：0790-32-2488
Email：soumu@kanzaki-hp.jp

資料２

姫路市消防局中播消防署との合同訓練（案）【公立神崎総合病院】

［日時］

令和８年１１月１１日（水）　１５時３０分～

［訓練想定］

中館４階の健診センター診察室２の机付近コンセントから出火（11：00 想定）。診察室２に煙が充満し、廊下および待合室にも煙が流れ出ている。火元が入口付近であったため、事務所から待合室へ続く廊下を通ることができない。待合室および診察室に７名の人間ドッグ受診者がいる。

↓

逃げ遅れた職員１名が、北館４階ベランダで助けを待っている。加えて煙を吸って重体となった職員が、北館４階屋上で倒れている。これら２名を、消防署のはしご車及び担架等で救助する。

＊ケアステは、本訓練に合わせて独自に避難訓練を実施する。

［スケジュール］

14:50	【消防】訓練車両集結完了（ケアステ専用駐車場）
15:00	【共通】事前打合せ会議（北館１階イベントホール） ・消防署予防担当により、通報・避難誘導・初期消火要領を説明
15:20	【消防】開始式 ・駐車場にて訓練参加消防職員のみ集合 ・ケアステ駐車場に、現場指揮を設置。
15:30	【共通】訓練開始（火災発生）
15:31	【病院】 ・通報、避難誘導、初期消火訓練（病院検証員・消防職員により検証）
15:32	【消防】消防隊訓練開始（出動指令）
15:33	【消防】東指揮活動下命
15:35	【病院】第２報（初期消火失敗）
15:36	【消防】北部隊現着（現着報告）
15:38	【消防】情報収集（病院防火管理者から消防指揮者に状況報告） ・北部隊院内に進入（北館玄関から）
15:45	【消防】中播各隊現着
15:55	【消防】北館４階屋上から要救助者（重体）を応急はしごで救出
16:00	【消防】北館４階ベランダから要救助者をはしご車で救出
16:05	【消防】一斉放水（空に向けて放水）…消防タンク車による
16:10	【共通】訓練終了・講評（北館１階イベントホール）

＊訓練終了後、撤収解散。

［その他留意事項等］

・病院北側に位置する「町道病院東線」の一部について、１４時４５分から約２時間自動車（一般車両）の通行を規制させていただく予定としていますので、ご理解とご協力をお願いします。

姫路市消防局中播消防署との合同訓練

【公立神崎総合病院】

訓練日時　：　令和8年11月11日（水）15:00～16:30



資料３

事　務　連　絡
令和 8 年 10 月 23 日

各 区 長　様

建設課長　　藤 原 寿 一

令和 9 年度 区要望資料の提出について（ご依頼）

平素は、町行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 9 年度の当初予算の編成にあたり各区の要望を集約する時期となりましたので、各区において来年度最優先とされる要望事項をご報告くださいますようご依頼申し上げます。
つきましては、現地確認と事業費の積算期間などを考慮し、**11 月 16 日（月）を報告期限**とさせていただきますので、あまり日数がありませんがよろしくお願いします。
なお、期限までに報告がない区におきましては、来年度の事業要望がないものとさせていただく場合がありますので、その際はご了承ください。

お問合せ：建設課　課長　藤 原 寿 一
副課長　松 本 一 樹
副課長　藤 原 哲 郎
電話：0790-34－0964

令和 9 年度事業の要望については、次のとおりご報告をお願いします。

１．過去に建設課に要望書を提出されたものから来年度の要望項目を選択される場合は、**新たに要望書の作成は不要です。**
（すでに提出済の要望書の「整理番号」と「提出年月日」をご報告ください。）

※過去の要望項目がわからない場合は、建設課までお問合せください。

２．**新たな項目を来年度の要望項目とされる場合は、お手数ですが要望書を作成のうえ、提出をお願いします。**

資料４

事　務　連　絡
令和８年１０月２３日

各　区　長　様

住民生活課長　井　出　　博

令和９年度 防犯灯等 町補助制度活用予定調査について（御依頼）

平素は、町行政につきまして、格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、令和９年度に町補助制度を活用し、防犯灯及び防犯カメラの設置を予定されている地区は、別添の調査票に記入頂きまして、住民生活課へ御提出下さいますようお願いします。

提出期限：令和８年１１月２０日（金）
※メール・ＦＡＸ可

担　当：住民生活課　松田
Ｍａｉｌ：matsuda_ryousei@town.kamikawa.hyogo.jp
ＴＥＬ：３４-０９６３
ＦＡＸ：３４-１５５６

住民生活課　行（ＦＡＸ３４－１５５６）

令和９年度　防犯灯等　実施予定調査票

　令和９年度の予算編成資料として必要ですので、下記表の区分ごとに予定数量を御記入下さい。

集落名（　　）

区　　分	数　　量
新設 既設電柱等に設ける場合 補助額：２万円上限	基
新設 支柱を新たに設ける場合 補助額：３万円上限	基
更新 機器の更新（器具の取替え） 補助額：事業費の１／２（１万円上限）	基
防犯カメラ 補助額：事業費の１／２（１６万円上限） **※　県随伴補助により、補助対象は１地区１基までとします。**	基

資料５

事　務　連　絡
令和８年１０月２３日

各　区　長　様

住民生活課長　井　出　　博

令和９年度 消防消火栓格納箱整備費補助金の活用予定調査について（御依頼）

平素は、町行政につきまして、格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、令和９年度に町補助制度を活用し、ステンレス製消火栓格納箱に更新を予定されている地区は、別添の調査票に記入頂きまして、住民生活課へ御提出下さいますようお願いします。

提出期限：令和８年１１月２０日（金）
※ メール・ＦＡＸ可

担　当：住民生活課　中原
Ｍａｉｌ：nakahara_shinji@town.kamikawa.hyogo.jp
ＴＥＬ：３４-０９６３
ＦＡＸ：３４-１５５６

住民生活課　行（ＦＡＸ３４－１５５６）

令和９年度　消防消火栓格納箱　更新予定調査票

令和９年度の予算編成資料として必要ですので、下記表の区分ごとに予定数量を御記入下さい。

集落名（　　）

区　　分	数　　量
ステンレス製消火栓格納箱に更新 補助額：事業費の１／２ （機材費のみ・設置費用は対象外）	基

資料６

（ 公 印 省 略 ）
神河（住）722 号
令和 8 年 10 月 23 日

各 区 長　様

神河町長　　山　名　宗　悟

令和８年度『冬のクリーン作戦』について

冬のクリーン作戦実施の目的は、「神河町民全員の手で私たちが住む町を綺麗にし、すばらしい生活環境を次世代に引き継ぐ」ことです。

つきましては、住民の皆様に御周知願うとともに、当事業に御協力いただきますようお願いいたします。詳細につきましては裏面の実施要領を御参照ください。

なお、消防団・子ども会の各団体には別途、協力依頼文を郵送します。

記

1. 実 施 日 ： 令和 8 年 12 月 6 日（日）午前 8 時から　※ 小雨決行
　＊ 予 備 日 ／ 12 月 13 日（日）
　＊ 延期連絡 ／ 防災行政無線にて午前 6 時すぎに放送

2. 配 布 物 ： 11 月 25 日（水）広報紙に合わせて配布
　＊ 町指定ごみ袋（赤・青／各 20 枚セット）
　＊ 冬のクリーン作戦時には軍手・飲み物の配布はございません。

3. 連絡事項 ： ＊ 回収ごみを町指定場所まで搬送する件は消防団に依頼します。

4. そ の 他 ： ＊ 12 月 6 日に実施されない区については、お手数ですが住民生活課（34-0963）まで御連絡をお願いいたします。
　＊ 家庭や区から出るごみは、対象外です。

【お問い合わせ先】
住民生活課　担当：森岡（TEL 34-0963）
morioka_takanori@town.kamikawa.hyogo.jp

≪令和８年度　神河町冬のクリーン作戦　実施要領≫

1. 目　的 ：　・町民全員の手で、町をきれいにする
　　・美しい生活環境を次の世代に引き継ぐ

2. 実施日 ： 令和 8 年 12 月 6 日（日）　午前 8 時から　※小雨決行
　　・予 備 日 ／ 12 月 13 日（日）
　　・延期連絡 ／ 防災行政無線にて午前 6 時すぎ
　　定時放送終了後に放送

3. ごみの回収方法

区内各所で集められたごみについて、町が指定した場所への搬入を消防団に依頼しています。（搬入時間は、午前 9 時から午前 11 時まで）

① 神河町役場前広場（ふるさと広場）
② センター長谷
③ 神崎支庁舎横河川敷
④ 旧越知谷小学校前入口広場

〔ごみの分別表／下表の 4 区分に分別ください〕

分別区分		詳　細	袋
RDF ご み	1	紙、布、プラスチック類、 発泡スチロール・ペットボトル	赤袋
その他ごみ	2	缶　類（スチール・アルミ）、びん類	青袋
	3	金属類（粗大ごみを含む）	
	4	瀬戸物、鏡、ガラス、蛍光灯、塩ビ品	

＊ 家電 5 品目、バッテリー・タイヤなどが投棄されている場合は、回収いただき、町指定場所まで搬入ください。
＊ 多くの不法投棄物を発見された場合は、役場 住民生活課（℡ 34-0963）まで御連絡ください。

4. 注意事項
(1) 家庭ごみの受け入れはできません。
(2) 缶・ビンなど土や砂が付いている場合は、土・砂を落としてください。
(3) ごみを拾う範囲は区ごとに決めていただきますが、危険な場所での清掃は避けてください。
(4) 子どもには安全な場所でのごみ拾いをご指導ください。
(5) やむを得ず区内で草の処分ができない場合は袋に詰めて搬入してください。

資料７

令和８年１０月２３日

各　区　長　　様

神河町農林政策課長　前川　穂積

令和９年度鳥獣侵入防止柵等の新規、修繕及び補強の
整備要望調査について（お願い）

平素は、鳥獣による被害防止対策につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、神河町ではこれまで鳥獣被害防止総合対策事業等の補助事業、神河町有害鳥獣対策施設設置事業を活用し防護柵等の整備を行ってきたところです。

しかしながら、依然としてシカ・イノシシ等による農業被害が減少していない状況が続いています。この課題に対し、来年度に向け、町では例年取り組んでいる侵入防止柵等の要望調査を行います。

つきましては、令和９年度の侵入防止柵等の整備要望書を１１月２０日（金）までに下記様式により報告をお願いします。なお、農会長、営農組合長様にも要望書をお渡ししますので、調整をされた上で提出して下さい。

記

１．報告様式　　別紙様式１又は別紙様式２
※設置希望場所を記入した図面を添付してください。

２．提 出 先　　農林政策課

３．鳥獣被害防止総合対策事業(国庫補助)の注意事項
①鳥獣被害防止総合対策事業において侵入防止柵（金網柵及び電気柵）は**新設かつ補助対象者の自力施工のみが対象**です。また、受益戸数が**１箇所当たり、３戸以上必要**です。
②侵入防止柵の資材費の単価（資材費合計÷総延長）が下記資材費の上限単価を超える場合は、地元負担が発生します。
・上限単価（税抜き・出入り口扉費用込）
パネル式金網柵：1,950 円/m、ロール式金網柵：2,790 円/m、電気柵：１段 148 円/m
③設置作業は、早くても令和 9 年 11 月前後からになる予定です。

４．神河町有害鳥獣対策施設設置事業の注意事項
① 別紙　神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付要綱のとおり

担当：役場農林政策課／澄田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

神河町農林政策課　　御中

＿＿＿＿区

区　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和９年度鳥獣侵入防護柵等の新規整備要望について

標記のことについて、鳥獣被害防止総合対策事業等において、下記のとおり侵入防護柵等の新規整備を要望(予定)しますので、報告します。

記

種類	対象鳥獣	設置（総）延長等	備考
金網柵スカート有 （パネル・ロール） (H=1.8m 以上が基本)	鹿　・　猪　・　猿	m （扉部分も含む）	幅1.0mの簡易扉　　ヶ所 幅2.0mの簡易扉　　ヶ所 幅3.0mの簡易扉　　ヶ所 幅4.0mの簡易扉　　ヶ所 その他
金網柵スカート無 （パネル・ロール） (H=1.8m 以上が基本)	鹿　・　猪　・　猿	m （扉部分も含む）	幅1.0mの簡易扉　　ヶ所 幅2.0mの簡易扉　　ヶ所 幅3.0mの簡易扉　　ヶ所 幅4.0mの簡易扉　　ヶ所 その他
電気柵 （　　段）	鹿　・　猪　・　猿	段×　　m	
箱わな	鹿　・　猪　・　猿	大型　　基	
	猿	中型　　基	
囲いわな	鹿　・　猪　・　猿	基	
その他			

※設置延長は、必ず現地でテープ測量をして記入して下さい。
※金網柵は、パネル式かロール式かの種類についても記入して下さい。
※金網柵において、門扉が多い、スカート有の場合、門扉、スカートの材料代が増えますので、その分は区負担となる可能性があります。
※扉（出入り口）の種類（幅、個数）を必ず記入して下さい。
※電気柵の段数も記入して下さい。
※設置場所を記入した図面を添付して下さい。
※裏面、被害状況も記入してください。

提出期限　１１月２０日（金）

担当：役場農林政策課／澄田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

被害状況（何の作物が、何の動物に、どのあたりの耕作地で、どのくらいの面積もしくは程度、被害にあわれたか）を記載して下さい。

・被害作物 _____ ・被害面積 _____㎡

別紙様式２

令和　　年　　月　　日

神河町農林政策課　　御中

＿＿＿＿＿＿区

区　長＿＿＿＿＿＿＿＿

令和９年度鳥獣侵入防護柵の修繕・補強の要望について

標記のことについて、鳥獣侵入防護柵の修繕・補強を要望しますので、報告します。

記

区分	種類	対象鳥獣	設置（総）延長等	備考
修繕・補強				
修繕・補強				
修繕・補強				
修繕・補強				

※　設置場所を記入した図面を添付して下さい。
※　種類の欄に、金網柵、電気柵等の種類を記載ください。金網柵は、パネル式かロール式かの種類についても記入して下さい。
※　設置延長は、必ず現地でテープ測量をして記入して下さい。
※　扉（出入り口）が含まれる場合は、備考欄に種類（幅、個数）を必ず記入して下さい。
※　電気柵の段数も備考欄に記入して下さい。
※　修繕箇所の写真の添付をお願いします。
※　裏面、被害状況も記入してください。

提出期限　１１月２０日（金）

担当：役場農林政策課／澄田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

被害状況（何の作物が、何の動物に、どのあたりの耕作地で、どのくらいの面積もしくは程度、被害にあわれたか）を記載してください。

・被害作物 _____　　・被害面積 _____㎡

別　紙
〇神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付要綱について

１．補助の対象者は、①集落、②営農組合、③認定農業者、④その他農林家の経営安定に寄与すると町長が認めた組織です。

２．補助対象は以下の防護柵の設置及び修繕等に係る資材費
①電気柵、②金網柵、鉄板又は木材板を使用した柵、③網等を使用した柵

３．新たに柵を設置する場合は、以下の方法があります。
①国庫補助金等を利用する方法。この場合は国等の補助要綱の上限単価以内の場合は全額補助となります。要件として受益戸数 3 戸以上。
現在の上限単価（税抜き）

ア	鹿猪兼用	金網柵（ロール式）	2,790 円	金網柵（パネル式）	1,950 円
イ	猪用	金網柵（ロール式）	1,970 円	金網柵（パネル式）	1,290 円
ウ	獣種共通	電気柵　1 段当たり	148 円	金属線混撚柵	1,090 円

②国・県の補助事業の対象にならない場合は町単独補助を利用する方法。補助金の額は、200 万円を限度に補助し、その額は国庫補助の取り扱いに準じます。

４．風水害等で修繕が必要となった場合
台風、水害、雪害等で柵に損害があった場合に補助を行います。
（１）補助金の額は、以下の①と②の金額の少ない額で、町長が認めた額の補助率 10/10 の額。但し、補助金の上限は 25 万円。但し補助金対象経費が 3 万円未満の場合は対象外とする。
①資材に要する経費（見積額）
②下記に掲げる、施工延長 1 メートル×上限単価×消費税で算出した額

現在の上限単価（税抜き）

ア	鹿猪兼用	金網柵（ロール式）	2,790 円	金網柵（パネル式）	1,950 円
イ	猪用	金網柵（ロール式）	1,970 円	金網柵（パネル式）	1,290 円
ウ	獣種共通	電気柵　1 段当たり	148 円	金属線混撚柵	1,090 円

５．補強することで、施設に侵入防止効果が認められる場合
補助金の額は、資材に要する経費が 3 万円以上で町長が必要と認めた額の補助率 10/10 の額。ただし、補助金の上限は 25 万円とする
具体的な手続き（ 町単独補助：新設、修繕、補強 ）
① 別紙の要望書を提出　　11 月 20 日(金)　締 切

②申請書の提出・・・申請者
(1)　神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
(2)　事業計画書（様式第 1 号の 2)
(3)　施工計画図
(4)　見積書の写し
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類　　施工前写真（必須）

③補助金交付決定・・・町

④資材発注・・・申請者

⑤設置作業・・・申請者　　施工中写真（必須）

⑥実績報告・・・申請者
(1)　神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業実績報告書（様式第 5 号）
(2)　事業実績書（様式第 1 号の 2）
(3)　施工実績図
(4)　領収書及び納品書の写し
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類　　完了写真（必須）

⑦補助金交付額決定・・・町

⑧請求書提出・・・申請者

⑨補助金支払い　・・・町

資料８

令和８年１０月２３日

各　区　長　様

農林政策課長　前川穂積

神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
推薦・募集について（お願い）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は農業委員会活動に何かと御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、現委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律に基づく、農業委員及び農地利用最適化推進委員を推薦または応募により募集します。
平成 28 年 4 月の法改正で、農業委員の過半を認定農業者とすること、また、利害関係のない者（非農家）を１名以上含めることが要件となっております。
認定農業者の数が少ない場合は、農業委員の過半数を認定農業者等または認定農業者に準ずる者（過去に認定農業者等であった者、認定農業者の農業に従事し経営に参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員等）とすることができることとなっております。
また、性別や年齢にかかわらず、女性や青年農業者（着任時 49 歳以下）、認定農業者等の担い手など、多様な人材の登用が求められておりますので、御配慮をお願い致します。
つきましては、別紙のとおり候補者の調整及び推薦書の提出について御協力をお願い致します。
なお、推薦書の提出は令和 8 年 11 月 24 日（火）までに農林政策課までお願い致します。

（今後の予定）

時　　期	内　　容
令和 8 年 10 月 23 日	区長会において、募集・推薦に関する詳細説明
令和 8 年 10 月 23 日～	**農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集** **（期間　令和 8 年 11 月 24 日まで）**
令和 8 年 12 月上旬	農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の開催
令和 9 年 3 月	農業委員の任命の同意を得るための議案提出
令和 9 年 4 月 1 日	農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱

●農業委員については、原則として過半を認定農業者とする。

ア）認定農業者である個人

イ）認定農業者である法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者（取締役、理事）

※認定農業者が少ない場合は次に掲げるものを含め過半数又は 1/4 以上でも可

ウ）認定農業者であった者

エ）認定農業者の行う事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

オ）農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する組織の役員（特定農業団体組織の役員）

カ）認定就農者である個人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人

キ）人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者である個人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人

ク）農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者（指導農業士等）　　等

●農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断ができる者を１名入れる。**（中立委員）**

ブロック名	担当する地区	農業委員 認定農業者等・農業に識見を有する者・中立委員	推進委員
越知谷Ｂ	新田・作畑・大畑・越知・岩屋	２名	１名
粟賀北Ｂ	根宇野・山田・中村・粟賀町・福本	２名	１名
粟賀南Ｂ	貝野・しんこうタウン・寺野・柏尾・加納・東柏尾	２名	１名
大山Ｂ	吉冨・杉・大山・猪篠	２名	１名
寺前東Ｂ	新野・野村・比延・寺前・鍛治・大河・上岩	２名	１名
寺前西Ｂ	高朝田・宮野・南小田・上小田	２名	１名
長谷Ｂ	川上・大川原・本村・赤田・重行・為信・峠・栗・渕	２名	１名

○認定農業者及び準ずる者（個人及び下記団体の役員）　　（敬称略）

ブロック名	認定農業者	準ずる者	ブロック名	認定農業者	準ずる者
越知谷Ｂ	(農)越知谷営農	植木　節	寺前東Ｂ	㈱新野営農 ㈱ヤマウチ (農)大河営農	野村営農組合 鍛治営農組合
粟賀北Ｂ	㈱山田営農 ㈱中村営農 (農)福本営農	根宇野営農組合 粟賀町営農組合	寺前西Ｂ	加門英樹 加門ユミ子 ㈱ヤマウチ	高朝田営農組合 南小田営農組合
粟賀南Ｂ	廣納佳則 (農)東柏尾営農 (農)貝野営農 (農)加納営農	廣納加代子 廣納正		山内忠宜 山内作次 山内敦子 山内篤宜	
大山Ｂ	(農)吉冨営農 (農)杉営農 (農)大山営農 ㈱猪篠ファーム 藤原嘉朗		長谷Ｂ		本村営農組合 赤田営農組合 大川原営農組合

中立委員、青年・女性委員の選考方針について

＜これまでの経緯＞
前回改選まで　各ブロック代表区長様でのブロック間の調整を依頼
→結果：事務局からブロック個別に選出依頼（中立委員）
区長会長様選出ブロックから選出（中立委員、青年委員）
今回
8/24 区長会：中立委員の選出について、ブロック間の調整への協力を依頼。
区長会長様から調整困難な旨申し出。対応を検討。
課題　・ブロック単位では、世帯数や認定農業者数等に大きな差があり、選出の難易度が異なるため、今後の改選でも調整困難な状況が想定される。
・青年、女性委員を今後継続的に選出するために、一定の方針が必要。

9/15　中立委員、青年・女性委員選出方針の事務局案を作成。農業委員会会長、区長会長様に協議。
9/16　区長会役員（各 B 代表区長）様へ、選出方針の事務局案を送付、確認依頼。
9/24　全区長様に中立、青年・女性委員選出方針の事務局案、選考依頼を送付。
10 月区長会での内容説明、エリア別協議の場の設定をお知らせ。

◎今回、今後の中立委員、青年・女性委員の選出（推薦）の方針
①中立委員（農業委員：必須）：　次の順番で、神崎、大河内各エリアから、交互に選出
神崎（R3 越知谷）→ 大河内（R6 長谷）→ **神崎（今回 R9）** → 大河内（R12）→ 以降同様

※中立委員：農業に従事していない者（非農家）で、中立的な立場で公正な判断ができる者。
例）司法書士、行政書士、会社員、商工事業者、消費者団体・教育・行政関係者等

②青年、女性委員（農業委員：任意、努力）：　中立委員を選出しない方のエリアから選出
大河内（今回 R9） → 神崎（R12）→ 以降同様

※青年：満 49 歳以下（改選時）

①②共通
・中立委員、青年・女性委員を選出するブロックは、他に農業委員 1 名、推進委員 1 名を選出。
（通常の募集人数、各ブロックから農業委員 2 名、推進委員 1 名と同様）
・エリア内での選出ブロックの選定順や回数は不問
（同一ブロックから連続して選出でも可）

③中立委員に青年・女性が選出される場合には、青年・女性が全体で 2 名となる場合がある。

◎今回改選での対応
既に候補者の選考に着手いただいていることから、可能な範囲での対応をお願い申し上げます。

農業委員、中立委員選出の条件比較

集落別

	行政区	世帯数	認農等	非農家割合	農家数	非農家
越知谷	新田	29	1	28%	21	8
	作畑	33	1	9%	30	3
	大畑	79	2	32%	54	25
	越知	116	1	52%	56	60
	岩屋	69	1	36%	44	25
粟賀北	根宇野	126	7	38%	78	48
	山田	164	6	42%	95	69
	中村	294	5	67%	97	197
	粟賀町	153	9	70%	46	107
	福本	322	7	82%	59	263
粟賀南	しんこうタウン	54	0	100%	0	54
	貝野	80	3	68%	26	54
	寺野	129	1	51%	63	66
	柏尾	111	2	64%	40	71
	加納	91	3	46%	49	42
	東柏尾	106	5	42%	61	45
大山	吉冨	221	5	47%	118	103
	杉	100	7	45%	55	45
	大山	94	6	27%	69	25
	猪篠	130	1	38%	81	49

	行政区	世帯数	認農等	非農家割合	農家数	非農家
寺前東	新野	150	4	62%	57	93
	野村	127	5	43%	73	54
	比延	69	0	74%	18	51
	寺前	336	0	89%	38	298
	鍛治	120	4	59%	49	71
	大河	93	7	23%	72	21
	上岩	81	0	68%	26	55
寺前西	高朝田	97	6	59%	40	57
	宮野	46	2	24%	35	11
	南小田	125	10	25%	94	31
	上小田	63	0	25%	47	16
長谷	川上	57	0	21%	45	12
	大川原	32	4	34%	21	11
	本村	57	5	30%	40	17
	赤田	25	5	24%	19	6
	重行	17	0	59%	7	10
	為信	15	0	0%	15	0
	峠	11	0	18%	9	2
	栗	60	0	58%	25	35
	渕	9	0	0%	9	0

※ 認農等＝認定農業者、認定農業者に準ずる者

ブロック別

	世帯数	認農等	非農家割合	農家数	非農家
越知谷	326	6	37%	205	121
粟賀北	1,059	34	65%	375	684
粟賀南	571	14	58%	239	332
大山	545	19	41%	323	222
寺前東	976	20	66%	333	643
寺前西	331	18	35%	216	115
長谷	283	14	33%	190	93
計	4,091	125		1,881	2,210
平均	584	18	54%	269	316

平均以下

平均並

	難度 世帯数少	難度 認農少	難度 非農家少	難度 計	過去 選出	難度 旧町平均
越知谷	3	3	3	9	2回	
粟賀北	1	1	1	3		
粟賀南	2	3	2	7		神崎
大山	2	2	3	7		6.5
寺前東	1	2	1	4		
寺前西	3	2	3	8		大河内
長谷	3	3	3	9	1回	7.0

難＝3　　中＝2　　易＝1

エリア（旧町）別の状況

	世帯数	認農等	認農等割合	非農家割合	農家数	非農家
神崎	2,501	73	2.9%	54%	1,142	1,359
大河内	1,590	52	3.3%	54%	739	851

農業委員、中立委員の選出が難しいブロック

順位		
1	越知谷	長谷
2	寺前西	
3	粟賀南	大山
4	寺前東	
5	粟賀北	

神河町農業委員会の農業委員募集要項

１　定数

１４人

２　任期

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

３　推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者（13 人）

また、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員１人）

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

⑴　破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者

⑵　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

⑶　暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

４　職務内容

農地法等に基づく許認可審議（毎月１回の定例会に出席、現地確認）、農地利用最適化推進委員の行う農地等の利用の最適化活動（担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動等）との連携活動、地域計画の見直しなど

※全ての委員が農地等の利用の最適化の活動を月８日以上実施し記録する。

５　身分

神河町の特別職の非常勤職員

６　報酬

町の報酬条例による

※参考　令和８年度

会長　年額１５９，０００円

委員　年額１４４，０００円

７　推薦・応募の手続等

神河町農業委員推薦書・応募申込書（別記様式）に必要事項を記入し、郵送又は持参により神河町農業委員会へ提出してください。なお、提出書類は返却しませんので御了承ください。

⑴　推薦申込書及び応募申込書の入手場所

・神河町農業委員会の窓口

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
神河町役場農林政策課内 神河町農業委員会事務局　TEL：0790-34-0960
・神河町ホームページからダウンロード

８　推薦・募集期間

令和８年１０月２３日（金）から令和８年１１月２４日（火）まで【必着】（郵送の場合も期限内必着）

※ 持参される場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までに御提出ください。

※ メール及びＦＡＸによる提出は受け付けません。

９　選考方法

提出書類を基に選考委員会にて選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

10　推薦・募集に応じた者の公表

推薦・募集期間の中間及び期間の終了後に、神河町ホームページにて下記の内容を公表します。

⑴　推薦した者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別（２人以上の連名で推薦）
⑵　推薦した者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦した者の性格を明らかにする事項
⑶　推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
⑷　推薦を受けた者又は応募した者が、認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別
⑸　推薦又は応募の理由
⑹　推薦した者が、推薦を受けた者について神河町農地利用最適化推進委員に推薦したか否かの別又は応募した者が、神河町農地利用最適化推進委員の募集に応募したか否かの別
⑺　その他町長が必要と認める事項
⑻　推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
⑼　応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数

11　推薦・応募書類提出先及びお問合せ先

〒679-3116　兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
神河町役場農林政策課内　神河町農業委員会事務局
TEL：0790-34-0960　FAX：0790-34-0691

（様式1号）

農業委員用

神河町農業委員（推薦書）・（応募申込書）

神河町長　様

提出日：令和　　年　　月　　日

※推薦書・応募申込書のどちらかを（　　）で囲んで下さい。

推薦する者（個人の場合）	氏名	印	年齢		性別	
	住所	〒　　－				
	電話番号		職業			
（共同推薦者）	氏名	印	氏名	印		
	住所	〒　　－	住所	〒　　－		
推薦する者（法人・団体の場合）	法人・団体の名称					
	法人の住所または、団体の代表者の住所	〒　　－				
	代表者の定めがある場合代表者氏名	印				
	電話番号		目的			
	構成員数	人	構成員たる資格			
推薦を受ける者又は応募する者	氏名		生年月日		性別	
	住所	〒　　－	電話番号			
	職業		地区推薦の場合地区名			
	経歴	・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。				
	農業経営の状況（主な作付品目）		耕作面積　a			
	認定農業者等に該当しますか ※1	該当する　　該当しない				
推薦又は応募の理由	・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。					
農地利用最適化推進委員に推薦・応募していますか	している　　していない					

神河町農業委員会の農業委員候補者推薦承諾書

私は、このたび神河町農業委員会の農業委員の推薦を受け、委員候補者となることを承諾します。

令和　　年　　月　　日

住所

氏名　　印

＊この書面は、農業委員会の農業委員候補者となることを承諾していただくもので、委員となることが決定されたものではありません。

※1　認定農業者等の該当状況
（1）　認定農業者である個人
（2）　認定農業者である法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者
（3）　認定農業者に準ずる者
ア　認定農業者であった者　　**イ**　認定農業者の行う事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
ウ　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する組織の役員（特定農業団体組織の役員）
エ　認定就農者である個人あるいは法人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人
オ　人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者である個人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人

神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

１　定数

７人（推薦及び募集する区域は、次の区域名から選択する）

担当する地区	定数
新田・作畑・大畑・越知・岩屋	１人
根宇野・山田・中村・粟賀町・福本	１人
貝野・しんこうタウン・寺野・柏尾・加納・東柏尾	１人
吉冨・杉・大山・猪篠	１人
新野・野村・比延・寺前・鍛治・大河・上岩	１人
高朝田・宮野・南小田・上小田	１人
川上・大川原・本村・赤田・重行・為信・峠・栗・渕	１人

２　任期

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

３　推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

⑴　破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者

⑵　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

⑶　暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

４　職務内容

農地法等に基づく申請に伴う現地確認（毎月１回の定例会に出席、パトロールの結果報告）、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動等）に伴う現場活動、地域計画の見直しなど

※全ての委員が農地等の利用の最適化の活動を月８日以上実施し記録する。

５　身分

神河町の特別職の非常勤職員

６　報酬

町の報酬条例による

※参考　令和８年度

農地利用最適化推進委員　年額１４４，０００円

７　推薦・応募の手続等

神河町農地利用最適化推進委員推薦書・応募申込書（別記様式）に必要事項を記入し、郵送又は持参により神河町農業委員会へ提出してください。なお、提出書類は返却しませんので御了承ください。

⑴　推薦申込書及び応募申込書の入手場所

・神河町農業委員会の窓口

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町役場農林政策課内 神河町農業委員会事務局　TEL：0790-34-0960

・神河町ホームページからダウンロード

８　推薦・募集期間

令和８年１０月２３日（金）から令和８年１１月２４日（火）まで【必着】（郵送の場合も期限内必着）

※ 持参される場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までに御提出ください。

※ メール及びＦＡＸによる提出は受付けません。

９　選考方法

提出書類を基に選考委員会にて選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります）

10　推薦・募集に応じた者の公表

推薦・募集期間の中間及び期間の終了後に、神河町ホームページにて下記の内容を公表します。

⑴　推薦又は応募した区域

⑵　推薦した者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別（２人以上の連名で推薦）

⑶　推薦した者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦した者の性格を明らかにする事項

⑷　推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

⑸　推薦又は応募の理由

⑹　推薦した者が、推薦を受けた者について神河町農業委員に推薦したか否かの別、又は応募した者が、神河町農業委員の募集に応募したか否かの別

⑺　その他町長が必要と認める事項

⑻　推薦を受けた者の数

⑼　応募した者の数

11　推薦・応募書類提出先及びお問合せ先

〒679-3116　兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町役場農林政策課内　神河町農業委員会事務局

TEL：0790-34-0960　FAX：0790-34-0691

（様式2号）

推進委員用

神河町農地利用最適化推進委員（推薦書）・（応募申込書）

神河町農業委員会会長　様

提出日：令和　　年　　月　　日

※推薦書・応募申込書のどちらかを（　　）で囲んで下さい。

<table>
<tr><td rowspan="3">推薦する者
（個人の場合）</td><td>氏名</td><td colspan="2">印</td><td>年齢</td><td></td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6">〒　　－</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（共同推薦者）</td><td>氏名</td><td colspan="2">印</td><td>氏名</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2">〒　　－</td><td>住所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">推薦する者
（法人・団体の場合）</td><td>法人・団体の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>法人の住所または、
団体の代表者の住所</td><td colspan="6">〒　　－</td></tr>
<tr><td>代表者の定めがある
場合代表者氏名</td><td colspan="6">印</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>構成員数</td><td>人</td><td>構成員たる資格</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">推薦を受ける者
又は
応募する者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6">〒　　－</td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>経歴</td><td colspan="6">・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業経営の状況
（主な作付品目）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">耕作面積
a</td></tr>
<tr><td colspan="2">推薦・応募する地区</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">推薦又は応募の理由
・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="3">農業委員に推薦・応募していますか</td><td colspan="4">している　　していない</td></tr>
</table>

神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦承諾書

私は、このたび神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦を受け、委員候補者となることを承諾します。

令和　　年　　月　　日

住所

氏名　　印

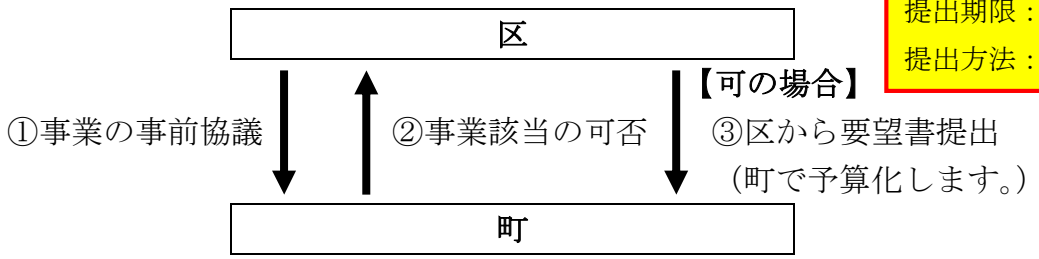
＊この書面は、農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者となることを承諾していただくもので、委員となることが決定されたものではありません。

資料９

【法定外公共物整備事業補助金フロー】

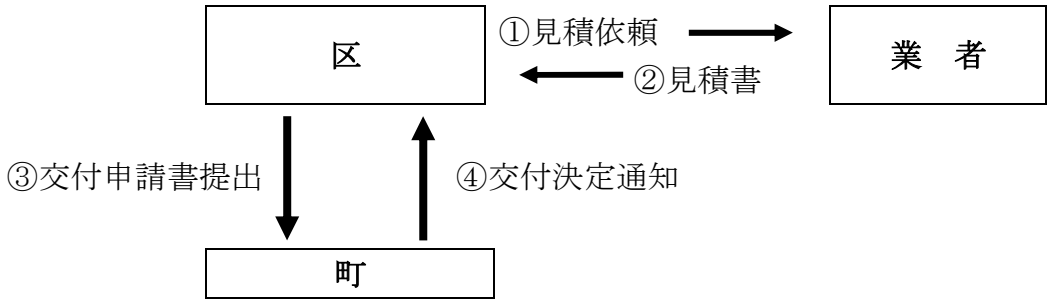
（１）準備・協議（毎年１０月頃）

提出先　：総務課
提出期限：11 月末
提出方法：区要望書



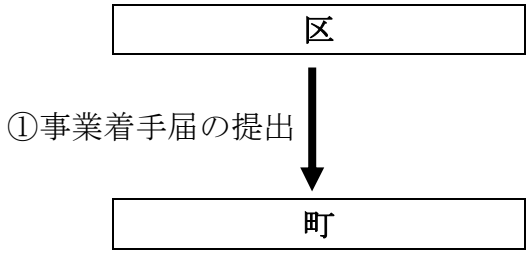
※協議に使用する見積書等は申請書に添付するものに近い内容としてください。

（２）補助金の交付申請事務（翌年４月以降）



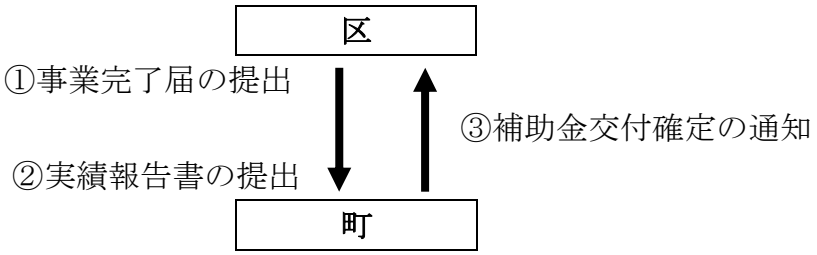
※申請書には工事の内容がわかる下記の資料を付けて提出してください。
【①実施設計書(見積書)　②収支予算書　③施工図　④事業位置図　⑤工事着手前の写真　⑥事業実施にかかる意見書、許可書　等】

（３）事業着手届（工事着手前）

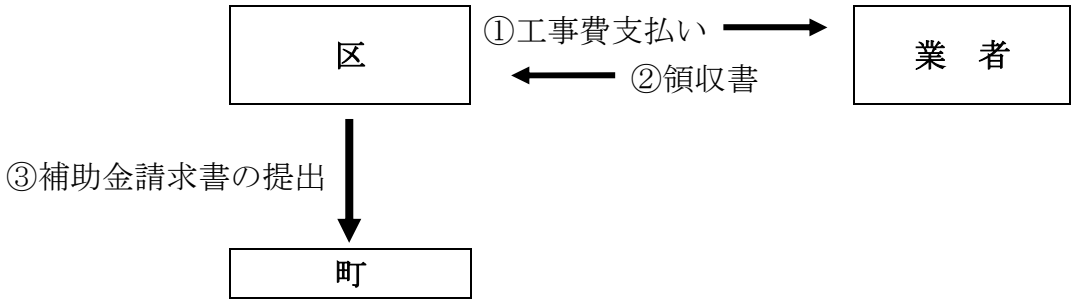


※事業着手については上下水道・電柱・電話・土地所有者等、関連機関との調整をお願いします。
※工事内容が埋設して見えなくなる部分については写真撮影をし、工事の量がわかるようにして業者から提出していただくようお願いしてください。

（４）事業完了届（工事完了後）



（５）補助金の請求（業者に工事費支払い後）



※　町に対する補助金請求書には必ず業者に支払った領収書のコピーを提出してください。

※　請求書には補助金の振込み口座を必ず記入してください。

資料10

令和８年１０月２３日

各　区　長　様

神河町教育委員会事務局

令和９年度「伝統文化親子教室事業」の応募方法の変更について

平素は、文化財行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
みだしのことについて、令和９年度に実施する事業の募集より応募方法が下記の通り変更されておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
なお、令和９年度募集案内につきましては、正式な募集が開始されましたら、改めてご案内いたします。

記

１　提出先
【変更前】
神河町教育委員会
【変更後】
伝統文化親子教室事業事務局

２　応募方法
【変更前】
紙媒体での応募
【変更後】
オンラインでの応募
※応募方法の詳細につきましては、正式な募集案内とあわせてご案内いたします。

【問合せ先】
神河町教育委員会 教育課
担当：陰地
TEL 0790-34-0212
FAX 0790-34-0645

資料11

【〇〇区】

区（自治会）での生活のあらまし	
1.区（自治会）のあらまし	世帯数：　　戸　人口：　　人　隣保数：　　（R8.7末） 区の特徴など
2.区負担金について	移住の際に最初に必要となる負担金（隣保単位の分までできる限り把握して下さい。） 毎年必要となる負担金（区費、隣保費など）
3．地元行事	（例）町内一斉美化デー以外に、特に区独自で取り組まれているもので、移住者にも最低これだけは参加してほしい行事
4．その他	これまでの転入者の村でのつきあいなどの状況やその他、移住者に特に知らせたいことなどご記入下さい。

※区に関するお問い合わせは、下記、区長様にお願いいたします。

区 長 名　〇〇区長
住　　所　神河町　　番地
電話番号　0790-　　又は（携帯番号）090-